熊本県和服裁縫業最低工賃

１　適用する家内労働者
　熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者
　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額
　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、１枚（帯にあっては１本）につき、右欄に掲げる金額

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	２３，８００円
留めそで		比翼あわせ	２６，４００円
訪問着		あわせ	１８，０００円
付け下げ			１６，０００円
喪服			１４，６００円
		ひとえ	１２，１００円
長着		あわせ	１３，４００円
	ウール	ひとえ	７，６００円
羽織	絹	あわせ	１１，９００円
道中着			１０，５００円
道行コート			１４，５００円
雨コート	合成繊維	ひとえ	１０，４００円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	８，６００円
	合成繊維		６，８００円
名古屋帯	絹	８寸まつり	３，４００円
		９寸しん入れ	４，７００円
袋帯		しん入れ	４，２００円
ゆかた	木綿	ひとえ	５，８００円

４　効力発生の日
　平成１３年４月２１日